

松江家庭裁判所委員会（第21回）議事概要

1 日時

平成23年10月18日（火）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長）古田 浩

（委員）飯塚研二，岡田 常，河村 浩，桐山香代子，坂田節生，
塩川 寛，山内政司，若槻宏二（五十音順敬称略）

（説明者）三津川事務局長，岩武首席家裁調査官，大内首席書記官

（庶務）田部総務課長，伊藤総務課課長補佐

4 議事

(1) 松江家庭裁判所長あいさつ

(2) 委員自己紹介

(3) 委員長代理の指名

委員長から，委員長代理として河村委員が指名された。

(4) 委員会運営に関する事項の確認

委員会は委員長が招集し，開催は年2回程度とする。

議事は司法記者クラブ加盟の報道機関を除いては公開しない。

議事録については，議事概要を作成し，出席者が確認の上，ホームページに掲載して公開するが，議事概要には発言した委員をA，B等の符号で表示し，氏名は掲載しない。

(5) 委員名簿の公開

委員の氏名及び所属・役職等について記載した委員名簿を，ホームページに掲載して公開する。

(6) 家庭裁判所の説明

「家庭裁判所について」，「新営庁舎等のプランについて」三津川事務局長

「家事事件について」大内首席書記官

「少年事件について」岩武首席家裁調査官

(7) ビデオ上映

裁判所紹介の広報用ビデオの視聴

(8) 庁舎見学

調停室，調査室等の見学

(9) 説明に対する質問，裁判所に対する印象，庁舎見学の感想

(A 委員)

視聴させていただいた啓発ビデオは，どのような場面で使われているのか。

(委員長)

一本目のビデオについては，新しく調停委員になられた方の研修で使用している。

二本目は，後見開始の申立てに来られた方に，窓口で待っていただく間に見ていただいている。

(B 委員)

少年のビデオを見させていただいたが，実際にそのような事案があった場合に，学校現場としては，少年に対してはいろいろな指導を行うが，保護者に対する対応が難しい。

ビデオのようにすんなり行けばよいが，少年の将来を見据えたときに，難しい課題があるのが現状ではないかと思った。

(説明者)

親子間等の問題がある場合には，学校の先生に裁判所の調査官室に来ていただき，いろいろな情報交換をして，その後の少年調査に

役立てたり、今後の指導の方向性をどうすべきかといったことに関し、学校から意見をいただくなど学校との連携を図るように努めている。

（委員長）

学校生活をどのように送っているのかを知った上で、適正な指導につなげていくためには、なるべく多くの情報が欲しいというのが実情である。

（B委員）

特にぐ犯少年の場合、事件を起こすとか犯罪に巻き込まれる確率が高いと思われる事案について、環境を変えるなど早めに対応できたらと思うことがある。

（委員長）

ぐ犯の要件に当てはまるのであれば通告していただき、家庭裁判所の処理事案として学校と一緒に対応していくことは可能だと思われる。

（C委員）

成人の犯罪についても少年の犯罪についても、再犯率が高いと聞いたことがあるが、今の時代に再犯率が高くなっている事情があるのか。

（委員長）

再犯率が時代とともにどの程度変わっていったのか、把握は難しい。

（説明者）

統計上ではないが、再犯を繰り返す少年の特徴は、家庭環境がかなり乱れているという状況がある。

家庭裁判所としては、どのようにすれば再犯を起こす可能性が減

るのかという援助計画を立てて、関係機関との協力を図っている。

(A 委員)

少年に対し、家庭裁判所において様々な指導をされても、最終的には社会に出て行くことになる。そうした場合において、他の機関とネットワークを持ち、組織として対応できればよいと考える。

(説明者)

家庭裁判所は、警察、児童相談所、学校、少年鑑別所及び少年院といった少年保護に関係する機関との連絡協議会を毎年開催している。

協議会では、最近の傾向や問題点を話し合い、少年に対して関係機関としてどのような援助ができるかを協議している。また、県や市から、少年に対する援助についての会議への参加要請があれば可能な限り出席し、連携を図っているのが実情である。

(A 委員)

青少年の支援については、市においては教育委員会、県においては青少年家庭課、また、多くのNPO法人が参加しているが、それらの関係機関の会議に家庭裁判所の名前がなかったので質問した。

(説明者)

先日、市の教育委員長と話す機会があり、その中で、全国的には青少年の支援に関する会議に裁判所がオブザーバーとして参加しているが、島根県においては、そういう機会が少ないとの話題になった。教育委員長からは、家庭裁判所あてに協力依頼をしていきたいとの話があり、裁判所としても前向きに検討することにした。

(D 委員)

以前、出雲であった少年事件について、マスコミとしては、プライバシーの観点から注意して報道したが、島根県における少年事件

のマスコミ報道について、感想を聞きたい。

(委員長)

着任する前の事件については、どのような報道がなされたかわからない。

審判が終わるまではそっとしておいて欲しいと思う。秩序ある冷静な報道が望まれる。

他県での事例ではあるが、審判があった場合には、少なくともどのような点を裁判所で検討したかといった審判の要旨を明らかにするので、報道機関に対し、冷静な対応をお願いしたことがあったと思う。裁判所が重大事件等について審判の要旨を発表することになったのは、その事件がきっかけとなった。

正確に報道していただくためには、ある程度の情報を提供しなければならないが、プライバシーに配慮した上で正確な報道をお願いしたい。

(A委員)

松江では認知症により介護が必要な方が増えており、後見が必要な方が増えている。しかし、後見人となる人が少なく、弁護士や司法書士、または松江後見センターに集中してしまうという問題がある。松江市としては、社会福祉協議会に成年後見の育成制度ということで業務を委託し、後見人育成のための研修を行っている。後見人の育成について裁判所はどのように考えているか伺いたい。

(説明者)

日本における高齢化の進行を考えると、市民後見人の育成を図らなければ、対応できないということは、統計上も明らかになっている。東京や大阪では市民後見人の育成が進んでいるが、島根県では始まったばかりである。今後、社会福祉協議会を中心に市民後見人

の育成を進めていくことになると思うが、裁判所においても協力できることがあるか検討したい。ただ、司法機関として裁判所が音頭を取って育成していくことはできないことから、県とか市、または社会福祉協議会の活動を何らかの形でサポートしたい。

（委員長）

後見人になるため、関心があって研修等の受講はされるが、いざ受講が終わって後見人になっていただくために、責任の重さ等について説明を行うと、手を挙げる人が少ないという話は聞いている。いろいろな実情が分かった上で協力していただける方の育成が課題になると思う。

（説明者）

島根県の場合、専門職後見人が少ないことから、今秋、県内4箇所の成年後見センターに赴き、後見人を引き受けていただける方の拡大についてお願いした。

その際、市民後見人の育成について、時代に応じたフォローアップをどのように行っていくかというような制度設計に向け、県内の成年後見センターも協力したいという話があった。家庭裁判所も協力できることがあれば応じたいとの話をさせていただいた。

（A委員）

後見人育成のための研修に定員を超える応募があるということは、後見人が必要であり、何とかしたいという気持ちの人が多くいることからだと考える。

(10) 次回以降のテーマについて

（E委員）

調停委員に対する研修はどうなっているのか、また、家事調停において、どのような役割になっているのかを確認したい。

面会交流の申立てが増えていていると思われるが、そのような事件での家庭裁判所の調査について教えていただきたい。

少年事件については、関係機関との協力という話があったが、学校を辞めた子ども達が仕事を探すためには、県内ではどのようなになっているのか伺いたい。

成年後見の関係では、申立ても増えており、今後、市民後見人を含め、どのようにしていくのか関心があるところである。

(委員長)

成年後見については、本日、現状における課題や取組について意見等をいただいたので、今後、新たな状況を加味した上で議論していただく方が得策だと考える。

今後のテーマについては、委員からの発言を踏まえ、考えていくということによろしいか。

(説明者)

面会交流等に関して、少子化社会の中で、子どもの親権や面会交流の事件がかなり増加している。最高裁判所でも面会交流の在り方について、お父さんお母さんに考え直していただくとか、新法の改正の中では、子の意見表明権の視点を中心に調査官の調査は如何にあるべきかということも、家庭裁判所サイドでは考えているので、そういったことも一つのテーマとして考えられるのではないかと思う。

(委員長)

次回のテーマは、テーマを大きく捉え、家事事件手続法の施行に当たって、いろいろな場面があることから、家事事件手続法がどのように変わっていくのか、運用するに当たってどのような点に配慮していけばよいのかということ、調停委員研修や調査官による調

査を絡めて意見を伺うことでよろしいか。

(11) 次回期日

各委員の方々の日程を調整した上で決定する。